



山形県公報

平成20年7月25日(金)
第1962号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                        |                   |      |
|----------------------------------------|-------------------|------|
| 県議会定例会の閉会.....                         | (財 政 課) ...       | 996  |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....            | (最上総合支庁福祉課) ...   | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....            | ( 同 ) ...         | 同    |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....          | ( 同 ) ...         | 同    |
| 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示.....        | (保健業務課) ...       | 997  |
| 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更の告示..... | ( 同 ) ...         | 同    |
| 種畜証明書の交付の通報.....                       | (工コ農業推進課) ...     | 同    |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                    | (最上総合支庁農村計画課) ... | 999  |
| 建設業者に対する営業停止の処分.....                   | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 同 .....                                | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同 .....                                | ( 同 ) ...         | 1000 |
| 同 .....                                | ( 同 ) ...         | 同    |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....          | (都市計画課) ...       | 同    |
| 同 .....                                | ( 同 ) ...         | 1001 |
| 道路の位置の指定.....                          | (置賜総合支庁建築課) ...   | 同    |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....       | (出 納 局) ...       | 同    |

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

|                          |             |      |
|--------------------------|-------------|------|
| 内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量..... | (生産技術課) ... | 1002 |
|--------------------------|-------------|------|

### 公 告

|                                     |                 |      |
|-------------------------------------|-----------------|------|
| 平成20年度消防設備士講習の実施.....               | (総合防災課) ...     | 1005 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....                  | (商業経済交流課) ...   | 同    |
| 同 .....                             | ( 同 ) ...       | 1011 |
| 同 .....                             | ( 同 ) ...       | 1012 |
| 同 .....                             | ( 同 ) ...       | 1014 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....                   | (村山総合支庁建築課) ... | 同    |
| 同 .....                             | (置賜総合支庁建築課) ... | 1017 |
| 同 .....                             | (庄内総合支庁建築課) ... | 1020 |
| 平成21年度採用山形県公立小中学校長候補者採用選考試験の実施..... | (教育委員会) ...     | 1023 |
| 一般競争入札の公告.....                      | (病院事業局) ...     | 1024 |

### そ の 他

|                      |              |      |
|----------------------|--------------|------|
| 平成20年度行政書士試験の実施..... | (市町村支援課) ... | 1026 |
|----------------------|--------------|------|

## 告 示

## 山形県告示第665号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成20年6月30日招集した山形県議会定例会は、同年7月15日閉会した。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第666号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                       | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー新庄・ヘルパーステーション<br>新庄市金沢1863番2号 | 訪問介護      | 平成20. 6.30 |
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー新庄・デイサービスセンター<br>新庄市金沢1863番1号 | 通所介護      | 同          |

## 山形県告示第667号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                      | 廃止年月日      |
|--------------------------------------|----------------------------------|------------|
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー新庄・居宅介護支援事業所<br>新庄市金沢1863番2号 | 平成20. 6.30 |

## 山形県告示第668号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                       | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー新庄・ヘルパーステーション<br>新庄市金沢1863番2号 | 介護予防訪問介護    | 平成20. 6.30 |

|                                      |                                   |          |   |
|--------------------------------------|-----------------------------------|----------|---|
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー新庄・デイサービスセンター<br>新庄市金沢1863番1号 | 介護予防通所介護 | 同 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|----------|---|

山形県告示第669号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 医 師 氏 名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                    |
|---------|-------------------------|--------------------|
|         | 医 療 機 関 名               | 所 在 地              |
| 荒 井 恵 一 | 荒 井 小 児 科 医 院           | 山形市久保田一丁目4番27号     |
| 大 滝 雄 造 | 朝 日 町 立 病 院             | 西村山郡朝日町大字宮宿843番地   |
| 桃 井 義 敬 | 町 立 真 室 川 病 院           | 最上郡真室川町大字新町469番地1号 |

山形県告示第670号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所     |                                 | 変 更 年 月 日  |
|-----------|-----------------------------|---------------------------------|------------|
|           | 変 更 前                       | 変 更 後                           |            |
| 池 田 博 行   | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 池田小児科クリニック<br>山形市大字松原366番地45号   | 平成20. 6.18 |
| 日 下 部 功 夫 | 日下部小児科医院<br>山形市南二番町3番7号     | 至誠堂総合病院<br>山形市桜町7番44号           | 同          |
| 黒 木 亮     | 県立日本海病院<br>酒田市あきほ町30番地      | くろき脳神経外科クリニック<br>酒田市富士見町三丁目2番3号 | 同 5.29     |

山形県告示第671号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 証 明 書 番 号      | 家 畜 の 種 類 | 品 種  | 名 前               | 飼 養 者                |         |
|----------------|-----------|------|-------------------|----------------------|---------|
|                |           |      |                   | 住 所                  | 名 称（氏名） |
| 平20山形県1<br>第1号 | 牛         | 黒毛和種 | 糸落合<br>(全和黒13434) | 東置賜郡高畠町大字二井宿<br>4947 | 齋 藤 勝   |

|                 |   |              |                                                     |                     |                                |
|-----------------|---|--------------|-----------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| 平20山形県1<br>第2号  | 牛 | 黒毛和種         | 安秀165<br>(全和黒原3641)                                 | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場         |
| 平20山形県1<br>第3号  | 牛 | 黒毛和種         | 北景茂<br>(全和黒原13061)                                  | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場         |
| 平20山形県1<br>第4号  | 牛 | 黒毛和種         | 平安菊<br>(全和黒原4146)                                   | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場         |
| 平20山形県1<br>第5号  | 牛 | 黒毛和種         | 徳次郎<br>(全和黒原4390)                                   | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場         |
| 平20山形県1<br>第6号  | 牛 | 黒毛和種         | 平忠勝<br>(全和黒原4451)                                   | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場         |
| 平20山形県1<br>第7号  | 牛 | 黒毛和種         | 景勝21<br>(全和黒原4673)                                  | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場         |
| 平20山形県1<br>第8号  | 牛 | 黒毛和種         | 千代勝平<br>(全和黒原4767)                                  | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場         |
| 平20山形県1<br>第9号  | 牛 | 黒毛和種         | 茂秀165<br>(全和黒原4973)                                 | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場         |
| 平20山形県1<br>第10号 | 牛 | 黒毛和種         | 全安<br>(全和06子山形黒<br>1215049198)                      | 新庄市大字鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場         |
| 平20山形県1<br>第11号 | 豚 | ランドレー<br>ス種  | ヤマガタ 03 - 9417<br>(日豚L種77829)                       | 酒田市浜中字八窪 1          | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場<br>養豚支場 |
| 平20山形県1<br>第12号 | 豚 | ランドレー<br>ス種  | ヤマガタ<br>06 - 102 - 100<br>(日豚L種79220)               | 酒田市浜中字八窪 1          | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場<br>養豚支場 |
| 平20山形県1<br>第13号 | 豚 | ランドレー<br>ス種  | ヤマガタ<br>06 - 104 - 105<br>(日豚L種79230)               | 酒田市浜中字八窪 1          | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場<br>養豚支場 |
| 平20山形県1<br>第14号 | 豚 | 大ヨークシ<br>ャー種 | ゼンノーダブル - 02<br>07 - 2044<br>(日豚W種38819)            | 酒田市浜中字八窪 1          | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場<br>養豚支場 |
| 平20山形県1<br>第15号 | 豚 | 大ヨークシ<br>ャー種 | トミチク 12 - 8845<br>ヨーク 8469 - 8114<br>(日豚W子088686)   | 酒田市浜中字八窪 1          | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場<br>養豚支場 |
| 平20山形県1<br>第16号 | 豚 | デュロック<br>種   | ゼンノーデー 01<br>02 - 2357<br>(日豚D種37414)               | 酒田市浜中字八窪 1          | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場<br>養豚支場 |
| 平20山形県1<br>第17号 | 豚 | デュロック<br>種   | フジロック<br>217 - 031626                               | 酒田市浜中字八窪 1          | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場<br>養豚支場 |
| 平20山形県1<br>第18号 | 豚 | デュロック<br>種   | ゼンノーデー 01<br>07 - 1699<br>(日豚D種40817)               | 酒田市浜中字八窪 1          | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場<br>養豚支場 |
| 平20山形県1<br>第19号 | 豚 | ヨークシャ<br>ー種  | エンドスレー マー<br>シュランズ ショー<br>ナイ 07 - 2<br>(日豚Y子000002) | 酒田市浜中字八窪 1          | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場<br>養豚支場 |

|                 |   |             |                                                     |                     |                                |
|-----------------|---|-------------|-----------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| 平20山形県1<br>第20号 | 豚 | ヨークシャ<br>ー種 | エンドスレー グレ<br>ースバンク ショー<br>ナイ 07 - 6<br>(日豚Y子000006) | 酒田市浜中字八窪 1          | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場<br>養豚支場 |
| 平20山形県1<br>第21号 | 豚 | ヨークシャ<br>ー種 | エンドスレー ニュ<br>ートン ショーナイ<br>07 - 7<br>(日豚Y子000007)    | 酒田市浜中字八窪 1          | 山形県農業総合研究<br>センター畜産試験場<br>養豚支場 |
| 平20山形県1<br>第22号 | 牛 | 黒毛和種        | 波紋昌<br>(全和黒13249)                                   | 東田川郡三川町猪子甲82 -<br>1 | 佐藤正寿                           |

## 山形県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年7月25日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所                 |
|----------|------|--------------------|
| 監事       | 二戸 修 | 最上郡最上町大字志茂1690番地の2 |

## 山形県告示第673号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年7月25日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 処分をした年月日  
平成20年7月10日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 石井ハウス株式会社
  - (2) 主たる営業所の所在地 酒田市東大町三丁目27番地10
  - (3) 代表者の氏名 石井 充
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般 - 19）第700700号
- 3 処分の内容  
建設業の営業の全部について、平成20年7月29日から同月31日までの3日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実  
石井ハウス株式会社が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第3項の規定に違反したことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

## 山形県告示第674号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年7月25日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 処分をした年月日  
平成20年7月10日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 有限会社アイホーム
  - (2) 主たる営業所の所在地 酒田市東大町三丁目27番地10
  - (3) 代表者の氏名 石井 充

(4) 許可番号 山形県知事許可（般 - 16）第701609号

3 処分の内容

建設業の営業の全部について、平成20年7月29日から同月31日までの3日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

有限会社アイホームが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第3項の規定に違反したことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

山形県告示第675号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 処分をした年月日

平成20年7月10日

2 処分を受けた者

(1) 商号 菅原左官店

(2) 主たる営業所の所在地 鶴岡市羽黒町赤川字地藏俣85番地1

(3) 代表者の氏名 菅原 徳明

(4) 許可番号 山形県知事許可（般 - 17）第701179号

3 処分の内容

建設業の営業の全部について、平成20年7月29日から同月31日までの3日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

菅原左官店の代表者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第3項の規定に違反したことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

山形県告示第676号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 処分をした年月日

平成20年7月10日

2 処分を受けた者

(1) 商号 今井建築

(2) 主たる営業所の所在地 東田川郡庄内町清川字下川原20番地

(3) 代表者の氏名 今井 良弘

(4) 許可番号 山形県知事許可（般 - 17）第700813号

3 処分の内容

建設業の営業の全部について、平成20年7月29日から同月31日までの3日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

今井建築の代表者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第3項の規定に違反したことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

山形県告示第677号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画下水道

(2) 名称 天童公共下水道

2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第678号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき大江町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年 7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大江都市計画用途地域

2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第679号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び白鷹町役場において縦覧に供する。

平成20年 7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有置総建第287号
- 2 指定の場所 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字遠藤清水五1001番17
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長72.00メートル
- 4 指定年月日 平成20年 7月15日

山形県告示第680号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「 " 名取エアリ支店 名取市増田字関下460番地17街区1画地 " " を

|   |           |                      |   |   |       |
|---|-----------|----------------------|---|---|-------|
| " | 名取エアリ支店   | 名取市増田字関下460番地17街区1画地 | " | " | に改める。 |
| " | ジャスコ多賀城支店 | 多賀城市町前四丁目1番1号        | " | " |       |

別表第5中 「 " 北営業部鈴川南出張所 " 和合町一丁目1番3号 を

|   |            |   |              |       |
|---|------------|---|--------------|-------|
| " | 鈴川支店鈴川南出張所 | " | 鈴川町三丁目15番72号 | に改める。 |
|---|------------|---|--------------|-------|

附 則

この規程は、平成20年 8月 2日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、同月 4日から施行する。

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成20年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成20年 7月25日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 設 楽 作 巳



平成20年度増殖数量指示

| 増殖方法  |             | 移殖     |       |             |       |       |       | 放流         |                        |                        |                        |                       | 人工ふ化放流 |           |      | 産卵場造成等     |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |    |    |
|-------|-------------|--------|-------|-------------|-------|-------|-------|------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|--------|-----------|------|------------|-----|------|----|----|-------------|-----|---------------------------------|------------------------|----|----|
| 漁協名   | 魚種名<br>免許番号 | あ      | ゆ     | うぐい<br>(はや) | こ     | い     | ふ     | な          | うなぎ                    | かじか                    | さくらます<br>(やまめ)         | にじます                  | いわな    | もくず<br>がに | ひめます | やつめ<br>うなぎ | いわな | わかさぎ | あ  | ゆ  | うぐい<br>(はや) | かじか | やつめ<br>うなぎ                      | そ                      | の  | 他  |
|       |             | キログラム  | キログラム | キログラム       | キログラム | キログラム | キログラム | キログラム      | キログラム                  | キログラム                  | 尾                      | 尾                     | 尾      | 尾         | 尾    | 万粒         | 万粒  | 万粒   | 箇所 | 箇所 | 箇所          | 箇所  | 箇所                              | 箇所                     | 箇所 | 箇所 |
| 両     | 羽           | 内共第1号  |       |             |       |       |       | 30         |                        |                        | 稚魚 12,200              |                       |        | 700       |      | 2,000      |     |      |    |    | 2           |     |                                 |                        |    |    |
| 県     | 南           | 内共第2号  | 300   | 30          | 200   | 160   | 15    |            |                        | 稚魚 5,000               | 成魚 11,000              | 稚魚 17,000<br>成魚 4,470 |        |           |      |            | 3   | 600  |    |    | 7           | 1   |                                 | いわな2                   |    |    |
| 西     | 置賜          | 内共第3号  | 600   |             |       | 100   | 10    |            |                        | 稚魚 20,000              | 稚魚 3,000               | 稚魚 20,000             |        |           |      |            |     |      |    |    | 6           | 8   |                                 |                        |    |    |
| 最上川   | 一           | 内共第4号  | 900   | 100         |       |       | 20    | 10         | 2                      | 稚魚 23,500              | 稚魚 1,500               | 稚魚 30,000             | 200    |           |      |            |     |      |    |    |             |     | 1                               | こい1、さくらます(やまめ)1        |    |    |
|       |             | 内共第5号  |       |             |       | 10    | 10    |            |                        |                        |                        |                       |        |           |      |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |    |    |
|       |             | 計      | 900   | 100         |       | 10    | 30    | 10         | 2                      | 稚魚 23,500              | 稚魚 1,500               | 稚魚 30,000             | 200    |           |      |            |     |      |    |    |             |     | 1                               | こい1、さくらます(やまめ)1        |    |    |
| 最上川   | 二           | 内共第6号  | 2,500 |             |       |       | 500   |            |                        | 稚魚 35,000              | 稚魚 25,000<br>成魚 11,000 | 成魚 5,000              | 400    |           |      |            | 100 |      |    |    | 5           | 2   | 5                               |                        |    |    |
|       |             | 内共第7号  |       |             |       | 200   | 150   |            |                        |                        |                        |                       |        |           |      |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |    |    |
|       |             | 内共第8号  |       |             |       | 200   | 150   |            |                        |                        |                        |                       |        |           |      |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |    |    |
|       |             | 計      | 2,500 |             |       | 400   | 800   |            |                        | 稚魚 35,000              | 稚魚 25,000<br>成魚 11,000 | 成魚 5,000              | 400    |           |      |            | 100 |      |    |    | 5           | 2   | 5                               |                        |    |    |
| 丹生川   | 内共第10号      | 1,050  |       |             |       | 20    |       |            | 稚魚 16,000              | 稚魚 2,000               | 稚魚 5,000               | 500                   |        |           |      |            |     |      |    |    | 7           | 6   |                                 |                        |    |    |
| 小国川   | 内共第11号      | 3,700  |       |             |       | 50    |       |            | 稚魚 55,000              | 稚魚 3,000               | 稚魚 13,000              | 1,000                 |        |           |      |            |     |      |    |    | 9           | 7   | 7                               |                        |    |    |
|       | 内共第12号      |        |       |             |       | 50    | 5     |            |                        |                        |                        |                       |        |           |      |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |    |    |
|       | 計           | 3,700  |       |             |       | 100   | 5     |            | 稚魚 55,000              | 稚魚 3,000               | 稚魚 13,000              | 1,000                 |        |           |      |            |     |      |    |    | 9           | 7   | 7                               |                        |    |    |
| 最北中部  | 内共第13号      | 800    |       |             |       | 10    |       |            | 稚魚 45,000              | 稚魚 3,000               | 稚魚 30,000              | 500                   |        |           |      |            |     |      |    |    | 2           | 2   | 2                               |                        |    |    |
|       | 内共第14号      |        |       |             |       | 10    |       |            |                        |                        |                        |                       |        |           |      |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |    |    |
|       | 計           | 800    |       |             |       | 20    |       |            | 稚魚 45,000              | 稚魚 3,000               | 稚魚 30,000              | 500                   |        |           |      |            |     |      |    |    | 2           | 2   | 2                               |                        |    |    |
| 最上    | 内共第15号      | 2,000  |       |             |       | 10    | 5     |            | 稚魚 52,000              |                        | 稚魚 15,000              | 1,600                 |        |           |      |            |     | 4    | 11 | 2  | 2           | 2   | いわな2                            |                        |    |    |
| 最上川第八 | 内共第16号      | 250    |       |             |       | 20    | 15    |            | 稚魚 20,000              |                        | 稚魚 10,000              | 1,000                 |        | 360       |      |            |     |      |    |    | 4           | 3   |                                 |                        |    |    |
| 赤川    | 内共第17号      | 30     |       |             |       | 30    |       |            | 稚魚 11,000              |                        | 稚魚 7,000               | 500                   |        |           |      |            |     |      |    |    | 2           |     | 2                               |                        |    |    |
|       | 内共第18号      | 420    |       |             |       | 20    |       |            | 稚魚 74,000              | 成魚 500                 | 稚魚 46,000              | 2,500                 |        |           |      |            |     |      |    |    | 3           | 3   |                                 |                        |    |    |
|       | 内共第19号      |        |       |             |       |       |       |            |                        |                        |                        |                       |        |           |      |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |    |    |
|       | 計           | 450    |       |             |       | 50    |       |            | 稚魚 85,000              | 成魚 500                 | 稚魚 53,000              | 3,000                 |        |           |      |            |     |      |    |    | 5           | 3   | 2                               |                        |    |    |
| 月光川養  | 内共第20号      | 30     |       |             |       | 5     |       |            | 稚魚 13,000              |                        | 稚魚 13,000              | 1,500                 |        |           |      |            |     | 8    | 4  | 6  | 2           |     |                                 |                        |    |    |
| 日向荒瀬  | 内共第21号      | 250    |       |             |       | 10    |       | 3          | 稚魚 5,000               |                        | 稚魚 5,000               | 1,000                 |        |           |      |            |     | 7    | 2  | 2  | 2           |     |                                 |                        |    |    |
| 山戸    | 内共第22号      | 170    |       |             |       |       |       |            | 稚魚 5,000               |                        |                        | 800                   |        |           |      |            |     |      |    | 3  | 5           | 5   | 5                               | いわな5                   |    |    |
| 温海面   | 内共第23号      | 110    |       |             |       |       |       |            | 稚魚 3,000               |                        | 稚魚 3,000               |                       |        |           |      |            |     |      | 2  | 2  | 2           | 1   | 1                               | いわな1、さくらます(やまめ)2、にじます1 |    |    |
|       | 内共第24号      | 70     |       |             |       |       |       |            | 稚魚 3,000               |                        | 稚魚 3,000               |                       |        |           |      |            |     |      | 2  | 2  | 2           | 2   | 2                               | いわな1、にじます1             |    |    |
|       | 内共第25号      | 70     |       |             |       |       |       |            | 稚魚 4,000               |                        | 稚魚 4,000               |                       |        |           |      |            |     |      | 3  | 2  | 3           | 1   | 1                               | いわな2、にじます1             |    |    |
|       | 計           | 250    |       |             |       |       |       |            | 稚魚 10,000              |                        | 稚魚 10,000              |                       |        |           |      |            |     |      | 7  | 6  | 7           | 4   | 4                               | いわな4、さくらます(やまめ)2、にじます3 |    |    |
| 小国町   | 内共第26号      | 900    |       |             |       |       | 10    |            | 稚魚 15,000              | 稚魚 5,000               | 稚魚 120,000             |                       |        |           |      |            |     |      |    | 6  | 6           |     |                                 |                        |    |    |
| 作谷沢   | 内共第27号      |        |       |             | 200   | 200   | 10    |            |                        |                        |                        |                       |        |           |      |            | 400 |      |    |    |             |     |                                 | こい1、ふな1                |    |    |
|       | 内共第28号      |        |       |             | 120   | 100   |       |            |                        |                        |                        |                       |        |           |      |            |     |      |    |    |             |     |                                 | こい1、ふな1                |    |    |
|       | 計           |        |       |             | 320   | 300   | 10    |            |                        |                        |                        |                       |        |           |      |            | 400 |      |    |    |             |     |                                 | こい2、ふな2                |    |    |
| 合計    | 計           | 14,150 | 130   | 930         | 1,655 | 80    | 5     | 稚魚 416,700 | 稚魚 42,500<br>成魚 22,500 | 稚魚 341,000<br>成魚 9,470 | 12,200                 |                       |        | 2,360     | 3    | 1,100      | 29  | 81   | 60 | 32 |             |     | いわな13、さくらます(やまめ)3、こい3、にじます3、ふな2 |                        |    |    |

# 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 講習の日時及び場所

| 区 分                 | 場 所                               | 山 形 市 | 東 田 川 郡 三 川 町                    |
|---------------------|-----------------------------------|-------|----------------------------------|
| 消 火 設 備 講 習         | 平成20年10月15日（水）<br>午前9時30分から午後5時まで |       |                                  |
| 警 報 設 備 講 習         | 平成20年10月16日（木）<br>午前9時30分から午後5時まで |       | 平成20年10月2日（木）<br>午前9時30分から午後5時まで |
| 避 難 設 備 ・ 消 火 器 講 習 | 平成20年10月17日（金）<br>午前9時30分から午後5時まで |       |                                  |

## 2 講習受講対象者

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の17第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

## 3 受講手続

受講申請書を平成20年8月25日（月）から同年9月5日（金）までの間に山形市緑町一丁目9番30号山形県新築西通り会館3階山形県消防設備保守協会に提出すること。

## 4 その他

詳細については、総務部危機管理室総合防災課（電話023(630)2228）又は山形県消防設備保守協会（電話023(629)8477）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び関係総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに関係市役所において平成20年11月25日まで縦覧に供する。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

成沢ショッピングセンター  
山形市成沢西五丁目3番2号

## (2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称            | 住 所             | 代表者の氏名  |
|----------------|-----------------|---------|
| 株式会社 ヤ マ ザ ワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号  | 山 澤 進   |
| 株式会社 須 藤 不 動 産 | 天童市久野本四丁目16番13号 | 須 藤 芳 男 |

(変更後)

| 名 称        | 住 所             | 代表者の氏名 |
|------------|-----------------|--------|
| 株式会社 ヤマザワ  | 山形市あこや町三丁目8番9号  | 板垣宮雄   |
| 株式会社 須藤不動産 | 天童市久野本四丁目16番10号 | 須藤芳男   |

□ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所                  | 代表者の氏名 |
|--------------|----------------------|--------|
| 株式会社 ヤマザワ    | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 山澤進    |
| 株式会社 ヤマザワ薬品  | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 石黒晴美   |
| 株式会社 大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢野博文   |
| 有限会社 ぶんぶん堂   | 天童市五日町二丁目1番19号       | 後藤文彦   |
| 有限会社 メガネのスズキ | 上山市二日町7番6号           | 鈴木藤夫   |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                  | 代表者の氏名 |
|---------------|----------------------|--------|
| 株式会社 ヤマザワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 板垣宮雄   |
| 株式会社 ヤマザワ薬品   | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 石黒晴美   |
| 株式会社 大創産業     | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢野博文   |
| 有限会社 ぶんぶん堂    | 天童市五日町二丁目1番19号       | 後藤文彦   |
| 有限会社 メガネのスズキ  | 上山市二日町7番6号           | 鈴木藤夫   |
| 株式会社 十一屋      | 山形市七日町一丁目4番32号       | 松倉公一   |
| 橋本井園株式会社      | 宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号 | 橋本奈保子  |
| 株式会社 プラザクリエイト | 東京都千代田区五番町1番地        | 大島康広   |

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成19年6月27日

(ロ) 株式会社須藤不動産に係るもの 平成20年6月18日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成19年6月27日

(ロ) 株式会社十一屋、橋本井園株式会社及び株式会社プラザクリエイトに係るもの 平成20年6月18日

## (4) 届出年月日

平成20年6月18日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年11月25日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

## 2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山交ビル

山形市香澄町三丁目2番1号

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマコー 山形市鉄砲町二丁目13番18号

代表取締役 武田吉則

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称            | 住 所                | 代表者の氏名  |
|----------------|--------------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ      | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 山 澤 進   |
| 株式会社 ヤマザワ薬品    | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 石 黒 晴 美 |
| 株式会社 志 鎌 園     | 山形市流通センター二丁目5番4号   | 志 鎌 秀 人 |
| 株式会社 十 一 屋     | 山形市蔵王松ヶ丘二丁目2番24号   | 松 倉 公 一 |
| 有限会社 ア キ バ 園   | 山形市やよい二丁目4番5号      | 秋 葉 匡   |
| 有限会社 三 浦 屋     | 山形市小姓町7番18号        | 三 浦 日出男 |
| 株式会社 新 光 堂     | 天童市南町一丁目1番15号      | 阿 部 米 位 |
| 株式会社 日 進       | 山形市桜町4番12号         | 佐々木 吉 嗣 |
| 株式会社 セ リ ア     | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地    | 河 合 宏 光 |
| 株式会社 ア ニ メ イ ト | 東京都豊島区東池袋三丁目2番1号   | 高 橋 豊   |
| 馬 淵 株 式 会 社    | 宮城県仙台市若林区卸町二丁目7番5号 | 馬 淵 耕 一 |
| 株式会社 ロ ベ リ ア   | 東京都江東区越中島二丁目1番38号  | 大 野 豊   |

(変更後)

| 名 称            | 住 所                | 代表者の氏名    |
|----------------|--------------------|-----------|
| 株式会社 ヤマザワ      | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 板 垣 宮 雄   |
| 株式会社 ヤマザワ薬品    | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 石 黒 晴 美   |
| 株式会社 志 鎌 園     | 山形市流通センター二丁目5番4号   | 志 鎌 秀 人   |
| 株式会社 十 一 屋     | 山形市七日町一丁目4番32号     | 松 倉 公 一   |
| 有限会社 ア キ バ 園   | 山形市やよい二丁目4番5号      | 秋 葉 匡     |
| 有限会社 三 浦 屋     | 山形市小姓町7番18号        | 三 浦 日 出 男 |
| 株式会社 新 光 堂     | 天童市南町一丁目1番15号      | 阿 部 米 位   |
| 株式会社 日 進       | 山形市桜町4番12号         | 佐 々 木 吉 嗣 |
| 株式会社 セ リ ア     | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地    | 河 合 宏 光   |
| 株式会社 ア ニ メ イ ト | 東京都豊島区東池袋三丁目2番1号   | 高 橋 豊     |
| 馬 淵 株 式 会 社    | 宮城県仙台市若林区卸町二丁目7番5号 | 馬 淵 耕 一   |
| 株式会社 ロ ベ リ ア   | 東京都江東区越中島二丁目1番38号  | 大 野 豊     |

## (4) 変更年月日

イ 株式会社ヤマザワに係る事項 平成19年6月27日

ロ 株式会社十一屋に係る事項 平成20年6月18日

## (5) 届出年月日

平成20年6月18日

## (6) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年11月25日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

## 3 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

南陽ショッピングプラザ

南陽市郡山字塚田578番外

## (2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称       | 住 所            | 代表者の氏名 |
|-----------|----------------|--------|
| 株式会社 ヤマザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進  |
| 株式会社 ジョイ  | 東根市神町中央二丁目2番6号 | 阿 部 恵  |

(変更後)

| 名 称       | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-----------|-----------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号  | 板 垣 宮 雄 |
| 株式会社 ジョイ  | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵   |

□ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称        | 住 所                   | 代表者の氏名    |
|---------------|-----------------------|-----------|
| 株式会社 ヤマザワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号        | 山 澤 進     |
| 株式会社 ヤマザワ薬品   | 山形市あこや町三丁目8番9号        | 石 黒 晴 美   |
| 野 口 俊 明       | 南陽市宮内2743番地の4         |           |
| 株式会社 プラザクリエイト | 東京都千代田区五番町1番地         | 大 島 康 弘   |
| 株式会社 パティズ     | 福島県会津若松市宮町5番14号       | 齋 藤 啓 一   |
| 株式会社 タツミヤ     | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号    | 曲 淵 恵 美 子 |
| 株式会社 杵屋本店     | 上山市弁天二丁目3番12号         | 菅 野 高 志   |
| 株式会社 山形レジャー企画 | 山形市清住町三丁目10番12号       | 工 藤 和 弘   |
| 株式会社 ジョイ      | 東根市神町中央二丁目2番6号        | 阿 部 恵     |
| 株式会社 デンコードー   | 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号  | 井 上 元 延   |
| 株式会社 大創産業     | 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地60 | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社 マルシメ     | 寒河江市本町二丁目10番38号       | 齋 藤 貴 裕   |
| 株式会社 三 和      | 南陽市二色根1116番地の5        | 鈴 木 幸 夫   |
| 有限会社 山形式萬圓堂   | 山形市あかねヶ丘一丁目16番10号     | 鈴 木 由 貴 雄 |

(変更後)

| 氏名又は名称        | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 板 垣 宮 雄 |
| 株式会社 ヤマザワ薬品   | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 石 黒 晴 美 |
| 野 口 俊 明       | 南陽市宮内2743番地の4        |         |
| 株式会社 プラザクリエイト | 東京都千代田区五番町1番地        | 大 島 康 広 |
| 株式会社 パ テ ィ ズ  | 福島県会津若松市宮町5番14号      | 齋 藤 啓 一 |
| 株式会社 タ ツ ミ ヤ  | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号   | 指 田 努   |
| 株式会社 松 屋      | 福島県福島市飯坂町字銀杏1番地の13   | 石 森 慎 司 |
| 株式会社 ジ ョ イ    | 山形市あこや町二丁目1番30号      | 阿 部 恵   |
| 株式会社 デンコードー   | 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号 | 井 上 元 延 |
| 株式会社 大 創 産 業  | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢 野 博 丈 |
| 株式会社 マ ル シ メ  | 寒河江市本町二丁目10番38号      | 齊 藤 貴 裕 |
| 株式会社 三 和      | 南陽市二色根116番地の5        | 鈴 木 幸 夫 |
| 有限会社 山形式萬圓堂   | 山形市あかねヶ丘一丁目16番10号    | 福 王 進   |

## (3) 変更年月日

## イ (2)のイに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成19年6月27日

(ロ) 株式会社ジョイに係るもの 平成17年1月1日

## ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 株式会社ヤマザワに係るもの 平成19年6月27日

(ロ) 株式会社プラザクリエイトに係るもの 平成20年6月18日

(ハ) 株式会社タツミヤに係るもの 平成16年10月18日

(ニ) 株式会社松屋に係るもの 平成18年12月2日

(ホ) 株式会社山形レジャー企画に係るもの 平成19年12月17日

(ハ) 株式会社ジョイに係るもの 平成17年1月1日

(ト) 株式会社大創産業に係るもの 平成16年4月20日

(フ) 株式会社マルシメに係るもの 平成20年6月18日

(リ) 株式会社三和に係るもの 平成17年2月21日

(ヌ) 有限会社山形式萬圓堂に係るもの 平成17年10月3日

## (4) 届出年月日

平成20年6月18日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年11月25日までに知事に提出すること

とができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があつた。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに南陽市役所において平成20年11月25日まで縦覧に供する。

平成20年7月25日

山形県知事 齋藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタームサシ南陽店

南陽市長岡字柳田2059番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

アークランドサカモト株式会社 新潟県三条市上須頃445番地

代表取締役社長 坂本勝司

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 2,500平方メートル

（変更後） 3,970平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 215台（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

（変更後） 99台（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者  | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|----------------|---------|---------|
| アークランドサカモト株式会社 | 午前9時30分 | 午後8時    |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者  | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|----------------|---------|---------|
| アークランドサカモト株式会社 | 午前9時    | 午後8時    |

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前9時から午後8時30分まで

（変更後） 午前8時30分から午後8時30分まで

ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 4箇所（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

（変更後） 3箇所（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

4 変更年月日

平成21年3月1日

5 届出年月日

平成20年6月30日



## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年11月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成20年11月25日まで縦覧に供する。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングセンターヤマザワ新庄店  
新庄市金沢字大路上2033番の4外

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称       | 住 所            | 代表者の氏名 |
|-----------|----------------|--------|
| 株式会社 ヤマザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進  |

（変更後）

| 名 称       | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-----------|----------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板 垣 宮 雄 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 氏名又は名称              | 住 所            | 代表者の氏名  |
|---------------------|----------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ           | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 株式会社 ヤマザワ薬品         | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 株式会社 千 足 屋          | 山形市本町二丁目4番15号  | 吉 田 純 三 |
| 株式会社 シ ブ ヤ          | 寒河江市末広町4番43号   | 渋 谷 政 義 |
| 小 関 淳               | 新庄市住吉町1番18号    |         |
| 株式会社 酒田フジカラー<br>現像所 | 酒田市亀ヶ崎三丁目7番5号  | 高 橋 茂 行 |

|              |                  |         |
|--------------|------------------|---------|
| 有限会社 鳴子熱帯植物園 | 宮城県玉造郡鳴子町字星沼15番地 | 木 村 幹 愛 |
| 有限会社 松屋菓子店   | 新庄市本町5番22号       | 矢 口 文 明 |
| 荒 木 茂        | 新庄市五日町303番地の5    |         |

(変更後)

| 名 称             | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-----------------|--------------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ       | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 板 垣 宮 雄 |
| 株式会社 ヤマザワ薬品     | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 石 黒 晴 美 |
| 株式会社 フラワーワークス鳴子 | 宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号 | 木 村 幹 彦 |
| 株式会社 タツミヤ       | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 指 田 努   |
| 株式会社 丹野園茶舗      | 西村山郡河北町大字溝延535番地2  | 丹 野 慎 也 |
| 有限会社 天童書店       | 天童市北久野本二丁目4番6号     | 佐 藤 恒 雄 |

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成19年6月27日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 株式会社ヤマザワに係るもの 平成19年6月27日
- ロ 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成16年6月24日
- ハ 株式会社千足屋に係るもの 平成16年5月21日
- ニ 株式会社シブヤに係るもの 平成20年2月11日
- ホ 小関淳に係るもの 平成18年11月17日
- ヘ 株式会社酒田フジカラー現像所に係るもの 平成18年3月15日
- ト 株式会社フラワーワークス鳴子に係るもの 平成18年12月1日
- チ 株式会社タツミヤに係るもの 平成20年6月18日
- リ 株式会社丹野園茶舗に係るもの 平成18年3月27日
- ヌ 有限会社天童書店に係るもの 平成18年11月22日
- ル 有限会社松屋菓子店に係るもの 平成19年8月11日
- ヲ 荒木茂に係るもの 平成18年5月15日

## 4 届出年月日

平成20年7月4日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年11月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成20年11月25日まで縦覧に供する。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケースデンキ山形北本店

山形市嶋土地区画整理事業地内23街区外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号

代表取締役 井上元延

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

| 名 称          | 所 在 地               |
|--------------|---------------------|
| MAXデンコードー山形店 | 山形市嶋土地区画整理事業地内23街区外 |

（変更後）

| 名 称         | 所 在 地               |
|-------------|---------------------|
| ケースデンキ山形北本店 | 山形市嶋土地区画整理事業地内23街区外 |

4 変更年月日

平成20年6月19日

5 届出年月日

平成20年7月7日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年11月25日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 摘要           |     |
|--------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------------|-----|
|              |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え<br>53,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え<br>178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え<br>200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え<br>238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を超え<br>268,000円<br>以下の者 |              | 敷金  |
| 県営鈴川第二アパート2号 | 山形市鈴川町三丁目18-51     | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用 | 12,500                  | 15,200                               | 17,900                                 | 19,100                                 | 19,100                                 | 19,100                                 | 3月分の家賃に相当する額 | 単身可 |
| 同 南山形アパート4号  | 同 南松原一丁目9-1        | 同    | 39.9                          | 1    | 同   | 10,200                  | 12,400                               | 14,600                                 | 15,800                                 | 15,800                                 | 15,800                                 |              | 単身可 |
| 同 宮町アパート1号   | 同 宮町二丁目8-23        | 3DK  | 66.5                          | 1    | 同   | 22,600                  | 27,400                               | 32,500                                 | 37,500                                 | 43,100                                 | 43,100                                 |              |     |
| 同 きたまちアパート1号 | 同 桜町三丁目2-15        | 同    | 66.5                          | 1    | 同   | 25,600                  | 31,000                               | 36,700                                 | 42,300                                 | 48,900                                 | 56,100                                 |              |     |
| 同 2号         | 同 2-12             | 同    | 66.5                          | 1    | 同   | 25,600                  | 31,000                               | 36,700                                 | 42,300                                 | 48,900                                 | 56,100                                 |              |     |
| 同 金生アパート     | 上山市金生一丁目13-13      | 3K   | 44.4                          | 1    | 同   | 10,600                  | 12,800                               | 14,700                                 | 14,700                                 | 14,700                                 | 14,700                                 |              |     |
| 同 天童駅西アパート2号 | 天童市駅西二丁目2-30       | 3DK  | 61.0                          | 1    | 同   | 18,700                  | 22,700                               | 26,800                                 | 30,900                                 | 35,700                                 | 41,000                                 |              |     |
| 同 3号         | 同 2-31             | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 19,900                  | 24,200                               | 28,600                                 | 33,000                                 | 38,200                                 | 43,800                                 |              |     |
| 同 天童南部アパート1号 | 同 南町三丁目18-1        | 3LDK | 79.9                          | 1    | 同   | 29,500                  | 35,800                               | 42,300                                 | 48,800                                 | 56,400                                 | 64,700                                 |              |     |
| 同 2号         | 同 18-2             | 同    | 79.9                          | 1    | 同   | 29,500                  | 35,800                               | 42,300                                 | 48,800                                 | 56,400                                 | 64,700                                 |              |     |
| 同 中原アパート2号   | 東村山郡中山町大字長崎881-2   | 3DK  | 69.4                          | 1    | 同   | 23,900                  | 29,000                               | 34,300                                 | 39,600                                 | 45,700                                 | 52,500                                 |              |     |
| 同 塩水アパート1号   | 寒河江市大字寒河江字塩水46-1   | 同    | 70.7                          | 1    | 同   | 23,900                  | 29,000                               | 34,300                                 | 39,600                                 | 45,700                                 | 52,500                                 |              |     |
| 同 谷地アパート1号   | 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4-1 | 同    | 59.3                          | 1    | 同   | 14,900                  | 18,100                               | 21,400                                 | 24,700                                 | 28,500                                 | 32,700                                 |              |     |
| 同 2号         | 同                  | 同    | 71.1                          | 1    | 同   | 21,900                  | 26,600                               | 31,500                                 | 36,300                                 | 41,900                                 | 48,200                                 |              |     |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成20年8月1日~同月7日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM6:00)  
(ただし、郵送の場合は、平成20年8月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成20年10月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        | 敷金     | 摘要     |                                        |
|------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------|----------------------------------------|
|            |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパート1号 | 長井市台町3-1          | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,800                  | 16,800                                 | 19,800                                 | 22,900                                 | 26,500 | 30,400 | 3月分の家賃に相当する額                           |
| 同小国アパート1号  | 西置賜郡小国町大字兵庫3-3-9  | 同    | 58.0                          | 2    | 同   | 13,000                  | 15,700                                 | 18,600                                 | 21,500                                 | 24,800 | 28,500 |                                        |
| 同2号        | 同3-8              | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 13,900                  | 16,900                                 | 20,000                                 | 23,100                                 | 26,700 | 30,600 |                                        |
| 同あらとアパート1号 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙725-1 | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 23,800                  | 28,900                                 | 34,100                                 | 39,400                                 | 45,500 | 52,200 |                                        |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成20年8月1日から同月7日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成20年8月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成20年9月下旬



1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地            | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                   |                                    |                                    | 敷金      | 摘要      |                                    |
|------------|----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---------|---------|------------------------------------|
|            |                | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |         |         | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |
| 県営茅原アパート3号 | 鶴岡市茅原字草見鶴16-1  | 3DK  | 61.0                          | 1    | 一般用 | 17,200円                 | 20,900円                           | 24,800円                            | 28,600円                            | 33,000円 | 37,900円 | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同川南アパート1号  | 酒田市若宮町二丁目1-1   | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,700円                 | 19,100円                           | 22,600円                            | 26,100円                            | 30,100円 | 34,600円 |                                    |
| 同こがねアパート1号 | 同こがね町一丁目21-1   | 3DK  | 63.5                          | 1    | 同   | 17,500円                 | 21,200円                           | 25,100円                            | 29,000円                            | 33,500円 | 38,500円 |                                    |
| 同狩川アパート    | 東田川郡庄内町狩川字山居22 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 13,000円                 | 15,700円                           | 18,600円                            | 21,500円                            | 24,800円 | 28,500円 |                                    |

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成20年8月5日～同月11日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00～PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成20年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成20年10月1日

平成21年度採用山形県公立小中学校長候補者採用選考試験を次のとおり実施する。

平成20年7月25日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 山 口 常 夫

1 趣旨

教育に対する明確な理念と情熱を持った社会人で、企業や団体、組織で培われた豊かな経営感覚と優れたリーダーシップ、柔軟な発想力、企画力等を備えた人物を、山形県公立小中学校長として任用するため、公募による採用選考試験を実施する。

2 募集内容

山形県公立小中学校長候補者 若干名

（注）3年間の任期付き任用とする。ただし、任用を更新することがある。

また、選考試験の結果、合格者がいない場合もある。

3 受験資格

次の各号のすべてに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

(2) 日本国籍を有し、山形県の地域性、風土、文化等に対する造詣が深く、又は強い興味・関心を有し、学校教育を通して本県の発展に寄与しようとする意志が強固な者

(3) 県内公立小中学校のどこにでも勤務できる者

（注）教員免許状の有無は問わない。

4 受験申込手続

(1) 受験申込書等の交付

受験申込書等は、平成20年7月28日（月）から、山形県教育庁総務課教職員室において交付する。（交付の時間は午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先を明記し、140円切手をはった角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

なお、受験申込書等は、山形県ホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp>）の「申請書様式等ダウンロード」からも入手できる。

(2) 受験申込

|             |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>必要書類</p> | <p>受験申込書（様式1号）<br/>写真添付（写真は縦5cm、横4cm 上半身脱帽、正面向で3か月以内に撮影したもの。白黒、カラーは問わない。）<br/>職務実績（様式2号）<br/>自己推薦書（様式3号）<br/>論文<br/>指定された課題について、論文作成要領に従って作成したもの<br/>返信用封筒 2通（受験申込受領書兼受験票送付用及び第1次試験結果通知送付用）<br/>（長形3号；12.0cm×23.5cm の定形封筒に80円切手をはり、郵便番号及びあて先を記入したもの）</p> |
| <p>申込方法</p> | <p>必要書類を、山形県教育庁総務課教職員室まで直接持参するか、「簡易書留」で郵送すること。郵送による場合は、封筒の表に必ず「校長採用選考試験申込」と朱書きすること。</p>                                                                                                                                                                  |
| <p>受付</p>   | <p>期 間 平成20年7月28日（月）から平成20年9月26日（金）まで<br/>（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）<br/>時 間 午前9時から午後5時まで<br/>郵送の場合は、9月26日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。<br/>なお、10月3日（金）までに受験票が到着しない場合は、山形県教育庁総務課教職員室まで必ず照会すること。</p>                                                                  |

## 5 試験日時・試験会場・合格者発表

| 試験    | 試験日時                                    | 試験会場              | 合格者発表                                 |
|-------|-----------------------------------------|-------------------|---------------------------------------|
| 第1次試験 | 書類選考                                    | —————             | 平成20年10月中旬<br>受験者全員に郵送で合否を通知する。       |
| 第2次試験 | 平成20年11月上旬<br>詳細については、第1次試験合格通知の際に連絡する。 | 第1次試験合格通知の際に連絡する。 | 平成20年12月上旬<br>第2次試験受験者全員に郵送にて合否を通知する。 |

## 6 試験概要

|       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 書類選考<br>・職務実績<br>・自己推薦書<br>・論文「私が考える特色ある学校づくり」(2,000字以内) |
| 第2次試験 | ・小論文<br>・個人面接(2部屋)<br>・適性検査                              |

## 7 採用予定時期等

第2次試験合格者は、平成21年3月1日以降山形県公立学校の講師（常勤）として採用し、県教育センター等において教育関係法規・本県教育等について、県内の公立小中学校において、教育実践について研修を受けることとする。

その後、平成21年4月1日付けで山形県公立小中学校長として任用する見込みである。

## 8 給与等

講師及び校長としての給与及び諸手当等については、「山形県職員等の給与に関する条例」他関係諸規定に基づき支給する。

## 9 その他

この選考試験の応募に係る個人情報は、山形県個人情報保護条例の定めるところにより保護される。

また、この試験の受験者は、合格発表の日から1月間（第1次試験合格者は、第2次試験の合格発表の日から1月間）、試験の結果（総合ランク）について、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により口頭で開示を請求することができる。

なお、電話等による請求はできないので、開示を請求する場合は、受験者本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、午前9時30分から正午、午後1時から午後4時30分までの間に、山形県教育庁総務課教職員室に直接請求すること。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

この選考試験に関するお問合せ及び受験申込先  
山形県教育庁総務課教職員室  
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023(630)2864

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、内視鏡システム賃貸借の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年7月25日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階 会議室2

(2) 日 時 平成20年9月9日（火）午前11時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 内視鏡システム賃貸借 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入期限 平成20年9月30日(火)
- (4) 納入場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 一症例当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に規定するものに該当しないこと。
  - (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成20年1月29日付け県公報第1912号)により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
  - (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (6) 9の(1)により提出された仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課用度係 電話番号023(685)2623

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類及び本件入札物件に係る仕様書その他必要な書類(以下「申請書等」という。)を平成20年8月20日(水)午後4時までに契約事務を担当する部局に提出すること。  
この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : An Endoscope System A Rental Contract ;  
A Lease : 1
- (2) Time-Limit for tender : 11 : 30 A.M. September 9, 2008
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Yamagata Prefecual Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-2292 Japan TEL 023-685-2623

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成20年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成20年7月25日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木 寺 久

1 試験の日時

平成20年11月9日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

山形市蔵王飯田637番地 ウェルサンピア山形

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試 験 科 目                   | 内 容 等                                                                                                                      |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）  | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成20年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解                                                                                                  |

(2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 平成20年8月4日（月）から同年9月5日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター（受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること（あて先は印刷されている。）。）

ハ 提出書類 受験願書一式

ニ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参照すること。）

ホ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(イ) 郵送配布

平成20年8月4日（月）から同月29日（金）までに、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求すること（同日まで必着のこと。）。

あて先 〒100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留 財団法人行政書士試験研究センター

(ロ) 窓口配布

| 配 布 場 所           | 所 在 地           | 配 布 期 間                                                   |
|-------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------|
| 山形県政策推進部市町村支援課    | 山形市松波二丁目8番1号    | 平成20年8月4日（月）から同年9月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで |
| 山形県村山総合支庁総務企画部総務課 | 山形市鉄砲町二丁目19番68号 |                                                           |

|                      |                            |                                                     |
|----------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------|
| 山形県村山総合支庁総務企画部西村山総務課 | 寒河江市大字西根字石川西355番地          |                                                     |
| 山形県村山総合支庁総務企画部北村山総務課 | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号             |                                                     |
| 山形県最上総合支庁総務企画部総務課    | 新庄市金沢字大道上2034番地            |                                                     |
| 山形県置賜総合支庁総務企画部総務課    | 米沢市金池七丁目1番50号              |                                                     |
| 山形県置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課 | 長井市高野町二丁目3番1号              |                                                     |
| 山形県庄内総合支庁総務企画部総務課    | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号        |                                                     |
| 山形県行政書士会             | 山形市荒楯町一丁目7番8号<br>山形県行政書士会館 | 平成20年8月4日(月)から同年9月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで |

## (2) インターネットによる受験申込み

## イ 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

## ロ 受験手数料

7,000円(財団法人行政書士試験研究センターが指定したクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)により決済すること。)

## ハ 受付期間

平成20年8月4日(月)午前9時から同年9月2日(火)午後5時まで。なお、この出願システムは、同日午後5時で終了し、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

## (3) 連絡先(問い合わせ先)

財団法人行政書士試験研究センター(電話番号 03 - 5251 - 5600)

## 5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障がいのある方は、障がいの状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みに先立って必ず4の(3)の連絡先へ相談すること。

## 6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成21年1月26日(月) 午前9時

(2) 方 法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。



平成20年 7 月25日印刷  
平成20年 7 月25日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056